



市 章

大津市公報

平 成 28 年 7 月 21 日
号 外 (第 57 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企業局管理規程

19 大津市企業局会計規程の一部改正..... 1

選挙管理委員会規程

1 大津市公職選挙法に基づく選挙運動に関する規程の一部改正..... 3

選挙管理委員会告示

51 平成11年選挙管理委員会告示第13号（大津市農業委員会委員選挙における投票区について）
及び平成20年選挙管理委員会告示第44号（大津市農業委員会委員選挙における指定投票区を指
定し、及び指定関係投票区を定めることについて）の廃止..... 3

52 大津市選挙人名簿及び在外選挙人名簿事務取扱規程の一部改正..... 3

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第19号

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年7月21日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第16条の4中「による納付」の次に「（以下「代理納付」という。）」を加える。

第91条中「検針業務に係る」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

検針業務

代理納付に係るデータ処理業務

別表第2第1号収益勘定の表中

「

簡易水道事業収益		
	給水収益	
		水道料金
	その他営業収益	
		材料売却収益
		手数料
		雑収益

を

削り、同号費用勘定の表中

「

簡易水道事業費		
	維持管理費	
		給料
		手当
		賞与引当金繰入額
		賃金
		報酬

」

				法定福利費	を
				法定福利費引当金繰入額	
				厚生福利費	
				旅費	
				報償費	
				備用品費	
				燃料費	
				光熱水費	
				印刷製本費	
				通信運搬費	
				委託料	
				手数料	
				賃借料	
				修繕費	
				修繕引当金繰入額	
				特別修繕引当金繰入額	
				工事費	
				路面復旧費	
				動力費	
				薬品費	
				材料費	
				補償金	
				負担金	
				保険料	
				雑費	
			減価償却費		
				有形固定資産減価償却費	
				無形固定資産減価償却費	
			資産減耗費		
				固定資産除却費	
				たな卸資産減耗費	

削る。

附 則

この規程は、平成28年7月21日から施行する。ただし、別表第2第1号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

大津市選挙管理委員会規程第1号

大津市公職選挙法に基づく選挙運動に関する規程(平成7年選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

平成28年7月21日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

第30条中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下同じ。)」に改める。

別表第4項中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記」に改める。

様式第28号備考第4項第2号中「15,300円」を「15,800円」に改める。

様式第31号別紙1中 [円 451,500円] を [] に

改め、同様式別紙2中「15,300×1」を「15,800×1」に、「15,300円」を「15,800円」に、

[円 107,100円] を [] に改め、同様式別紙2の

3中 [円 87,500円] を [] に改める。

様式第35号備考第4項第2号中「557,115円+26円73銭」を「573,030円+27円50銭」に改める。

様式第36号別紙中 [印刷金額 円, 基準限度額 円, 請求金額 円] を [印刷金額 円 銭, 基準限度額 円, 請求金額 円 銭] に

改め、同様式別紙備考第2項中「557,115円+26円73銭」を「573,030円+27円50銭」に改める。

様式第40号備考第4項第2号中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

様式第41号別紙中 [作成金額 円, 基準限度額 7円30銭, 請求金額 円] を [作成金額 円 銭, 基準限度額 7円51銭, 請求金額 円 銭] に

改める。

附 則

この規程は、平成28年7月21日から施行する。

選挙管理委員会告示

大津市選挙管理委員会告示第51号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成28年7月21日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

平成11年選挙管理委員会告示第13号(大津市農業委員会委員選挙における投票区について)

平成20年選挙管理委員会告示第44号(大津市農業委員会委員選挙における指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めることについて)

大津市選挙管理委員会告示第52号

大津市選挙人名簿及び在外選挙人名簿事務取扱規程(昭和57年選挙管理委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

平成28年7月21日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

第5条を削る。

第6条第1項中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同条を第5条とする。

様式第5号を削る。

様式第6号中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

附 則

この告示は、平成28年7月21日から施行する。